

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を
改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例
第202号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

平成30年11月30日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

一般職の職員の給与改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末
手当の支給率を改めるために、提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 227.5」を「100 分の 232.5」に改める。

第 2 条 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 212.5、12 月に支給する場合には 100 分の 232.5」を「100 分の 222.5」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定による改正後の葉山町特別職の職員の給与等に関する条例第 5 条第 2 項の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

条例の概要

題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

一般職の職員の給与改定を勘案し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

	現行		平成 30 年 12 月 1 日 適用		平成 31 年 4 月 1 日 施行
6 月期	2.125 月	⇒	2.125 月	⇒	2.225 月
12 月期	2.275 月		2.325 月		2.225 月
年間計	4.4 月		4.45 月		4.45 月

3 施行期日等

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、平成 30 年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用することとした。

【第1条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (H30.12.1適用)

改正後	改正前
<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>

【第2条】葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (H31.4.1施行)

改正後	改正前
<p data-bbox="208 268 1120 347">葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p data-bbox="120 403 320 435">第5条 (略)</p> <p data-bbox="120 448 1120 707">2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>	<p data-bbox="1207 268 2114 347">葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p data-bbox="1120 403 1319 435">第5条 (略)</p> <p data-bbox="1120 448 2114 751">2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する職員にあっては、退職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額並びにこれらの額に一般職の行政職（一）8級の職員の例による割合を乗じて得た額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p>